

常時啓発事業のあり方等研究会開催要領

1 目的

常時啓発事業の現状と課題を明らかにし、時代に即した常時啓発事業のあり方を研究・検討するため、「常時啓発事業のあり方等研究会」（以下「研究会」という）を開催する。

2 検討事項

- (1) 常時啓発事業の現状と課題
- (2) 時代に即した常時啓発事業のあり方
 - ア 課題に対応するために取り組むべき施策の方向
 - イ 国として取り組むべき事業のあり方
 - ウ 地方公共団体等に期待する事業のあり方
- (3) その他（若年層に対する主権者教育のあり方等）

3 組織

- (1) 研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。
- (2) 研究会に座長を置き、メンバーの互選により選任する。
- (3) 座長は、研究会の会務を総括する。
- (4) 座長は、研究会の同意を得てメンバーの中から座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は、座長に事故があるとき、その職務を代行する。

4 運営

- (1) 研究会は、座長が必要と認めたときに随時開催する。
- (2) 研究会は、必要に応じて関係者から意見聴取を行うことができる。
- (3) 研究会の庶務は、総務省自治行政局選挙部管理課において処理する。
- (4) この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。